

11月16日大阪高裁「棄却」の不当判決！ 運動の成果で、一定追いつめたものとなっています！ たたかいの場は最高裁へ！今西さんのたたかいは一生続きます！

今西さんの税金裁判とは…01年7月、2人の東山税務署員が、きちんと記帳と納税を続けてきた山科区在住の今西和政さん(60才 土木建築業)宅に事前通知をせず、突然訪れ、具体的な調査理由も開示せずに行った調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3千万円余りの更正処分をおこなってきました。

今西さんは、処分の撤回を求めて04年2月京都地方裁判所に提訴。

05年4月には平成10年から3年分の実額主張のための証拠書類、厚い冊子35冊にも及び、コピー枚数も3万枚余りにもなる「帳簿、領収書・請求書等」を提出し、全国から寄せられた「公正な判決を求める」署名は24,078筆を数えて、いましたが、06年10月27日、京都地裁、棄却。06年11月今西さんは大阪高裁に控訴していました。

**消費税の2重取りを許さず
税制・税務行政をただす京都山科の会**

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 592-5858 / FAX 502-3246

2007年12月11日発行

十一月十六日、今西税金裁判の判決言渡しがおこなわれ、六〇名以上の傍聴参加でした。
冒頭、裁判長は「棄却する」と一言で退席。「不当判決だ」との傍聴席からの声が飛びました。その後、弁護士会館での報告集会が行われました。
これまで、京都地裁への要請署名22,736名分提出し、大阪高裁への要請署名は、合計4,681筆提出、要請FAXも多数送られる等のみなさんからの大きな支援が寄せられました。
判決では立会人について「…実定法上、税務調査において、納税者に税理士資格を有しない第三者を立ち合わせる旨の規定がないだけでなく、第三者が知りうる状態において調査を行うことは、守秘義務に違反するおそれがあるのであるから、税理士以外の法律上守秘義務を負わない第三者の立合いを認めるかどうかは、原則として、税務職員の裁量に委ねられているものと解される。」とし、これまで立会人がいるため帳簿書類が見れず、だから提示がなかったとしていましたが「…控訴人(今西さん)は、



11月16日、大阪高裁判決の後、弁護士会館での、報告会で新たな決意を述べる今西さん。

みなさんからの、多くの署名・激励で、一定追いつめた判決の内容となりました。

帳簿書類を準備し、外形上はこれを提示したと見うる状態に置きながら…」「…当裁判所も両者が別概念(消費税法三〇条七項で規定されている帳簿書類の保存と提示の意味)である事を否定しない。…」と、「保存」と「提示」は別のものである事を認め、今西さんが帳簿・書類を提示した事実まで認めており、帳簿・書類の存在を否定できず、大阪高裁の判断は京都地裁とは違い、弁解せざるを得ないところまで追いつめことは、私たちの運動の成果です。
今西さんは、新たな決意のもと、十一月二十八日、最高裁へ上告しました。
今西さんのたたかいは、これからも一生続きます。みなさんのご支援をお願いします。